

## 対象債権及び対象消費者

## 1 対象債権

- (1) 下記2の対象消費者が、相手方に対して有する、入学検定料、受験票送料、送金手数料及び出願書類郵送料、並びに対象消費者が簡易確定手続申立団体に支払うべき報酬及び費用に相当する額の不法行為に基づく損害賠償請求権
- (2) 上記(1)の損害賠償請求権に係る金員に対する、下記2(1)アの対象消費者については平成29年1月24日から、下記2(1)イの対象消費者については平成29年1月13日から、下記2(1)ウの対象消費者については平成30年1月23日から、下記2(1)エの対象消費者については平成30年1月12日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金請求権

## 2 対象消費者

下記(1)のいずれかの入学試験に出願し、入学検定料及び受験票送料を支払った下記(2)のいずれかに該当する消費者であって、(1)ア及びイについては平成29年4月30日までに、(1)ウ及びエについては平成30年4月30日までに、二次試験の合格の判定を受けなかった者

- (1) ア 平成29年度の医学部医学科の一般入学試験  
 イ 平成29年度の医学部医学科のセンター試験利用入学試験  
 ウ 平成30年度の医学部医学科の一般入学試験  
 エ 平成30年度の医学部医学科のセンター試験利用入学試験
- (2) (1)ア及びイの入学試験について
- ア 女性  
 イ 浪人生  
 ウ 高等学校等コードが51000以上
- (1)ウ及びエの入学試験について
- ア 女性  
 イ 3浪以上の浪人生  
 ウ 高等学校等コードが51000以上

以上